# 住民票の写し等交付請求書(郵送用)

(宛	先)		i町村長					令和	年	月	日
どなたの、どの住所の証明書が必要ですか。											
	住方	祈	必ず番地	まで記入し	てください。						
(請求	先の市町	付のもの)									
氏 名(★)							生年月日	大正・昭和 平成・令和	年	月	日
何が必要ですか					手数料(*1) (富山市)	外国人の方は 記載項目を指定してください					
住	:民票	世帯全」	員	通	- 1通300円	□A⁻	~Dの記載	 以不要			
	[八示	世帯の一	- 部	通		/	~Dを全て	•			
	除票 (個人ごとの証明です。) 通 1通300円						国籍・地域 30条の4	【 · 5規定区分	※裏面	を参照	
記載が必要な事項に図をしてください。 □世帯主・続柄 □本籍・筆頭者 □その他( )(*2)							在留カード 在留資格・		満了の日	・在留期間	
(*1)手数料の金額は、市町村によって異なります。請求先の市町村にご確認ください。											
(*2)個人番号・住民票コード等の記載が必要な場合は、その他欄に記入してください。また、使用目的を必ずお書きください。 □年金 □免許・資格 □車の登録 □登記 □金融関係 □住宅入居 □勤務先											
使用目的 □相続(被相続人 ) □その他( ) 請求者と別世帯の方の住民票や除票が必要な場合等、何のためにどこへ提出するか等、詳しく具体的に記載してください。 〕 記載内容に詳細な指定がある場合記入してください。(例)○○市○町1丁目2-3から△△市△町4-5までの住所履歴											
請求者	住 所 (返送先	1	住民登録地を記入してください。								
	氏 名	(フリガナ) <b>1</b>			(1)	昼間の 連絡を	,,	きりと見やす	く記入して	てください -	0
	(★) と	, 本力		同一世帯	持員・ その他	<u>i</u> (					)
	の関係	<sub>₹</sub>   ※その	※その他の方は原則 <u>委任状</u> が必要です。本人・同一世帯員以外の方が請求される場合は、別途疎明 資料等を確認させてもらうことがあります。								
交	:付手数	料(定額/	\為替)		円	返位	信用切手_		を同封し	ます。	

### ◆送付するもの

- ①交付請求書(この用紙)
- ②本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等)の写し (マイナンバーカードは顔写真のある表面のみコピーしてください。 健康保険証の写しは 保険者番号・被保険者記号・番号が分からないようにマスキングをしてください。)
- ③手数料分の定額小為替(普通為替、現金書留でのお支払いも可能です。)
- ④切手を貼り、宛先を書いた返信用封筒 (返送先は原則、請求者の住民登録地です。
- 住民登録地以外を希望される場合は、事前に請求先の市町村にお問い合わせください。)
- ◆裏面の説明もお読みください

送付先

〒930-8510

富山市新桜町7番38号 富山市役所市民課

TEL 076-443-2049

### 下記の①~④のものを同封し、請求してください。

住民票の写し等 交付請求書

① 住民票の写し等交付請求書

代理人が請求する場合は、委任状を添付し てください。

## ② 本人確認書類の写し

運転免許証、マイナンバーカード、健康保 険証等 (現住所が確認できるもの) のコピ<sup>-</sup> を同封してください。

運転免許証等 のコピー

運転免許証の裏面に住所や氏名等の変更事 項が記載されている場合は、裏面もコピーし てください。

マイナンバーカードは顔写真のある表面の みコピーしてください。

健康保険証のコピーは、保険者番号・被保 険者記号・番号が分からないようにマスキン グしてください。

定額小為替 ¥OOO

### ③ 交付手数料

郵便局で必要な通数分の「定額小為替」又 は「普通為替」を購入してください。

定額小為替・普通為替には何も記入せず空 欄のまま同封してください。

現金書留によるお支払いも可能です。

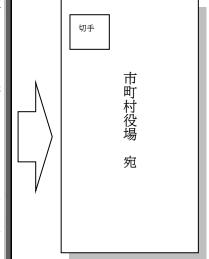
切手 000-0000 宛先 (請求者の住所 氏 名

#### ④ 返信用封筒

切手を貼り、住所と氏名をはっきり記入し てください。

返送先は原則、請求者の住民登録地です。 住民登録地以外を希望される場合は、事前に 請求先の市町村にお問い合わせください。

何通も請求されるときは余分に切手を入れ てください。



※郵送時には日数に余裕をもって請求してください。お急ぎの方は速達郵便をご利用ください。

詳しくは、請求先の市町村へお問い合わせください。

### 【注意】

偽り、その他不正な手段によって交付を受けたときは、法律により罰せられます。

また、使用目的によってはお受けできない場合があります。

- ※30条の45規定区分とは、次の4つの区分に関する記載事項をいいます。

  - ①中長期在留者(在留カード交付対象者) ②特別永住者(特別永住者証明書交付対象者)
  - ③一時庇護許可者又は仮滞在許可者
  - ④出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者